

社会福祉施設の整備について

1 .社会福祉施設整備費補助金
(島根県障がい者福祉施設整備費補助金)

2 .財産処分

3 .強度行動障がい施設整備

社会福祉施設等整備補助金

1 補助事業の概要

国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費を補助するもの

※松江市内に所在する施設等に係る整備については、松江市が補助主体

2 補助対象事業者

社会福祉法人等

※特に業種に制限はありません（NPO法人や株式会社であっても申請可能）

3 補助対象施設

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく施設等

ex)障がい福祉サービス事業所、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所ほか

※地域活動支援センターや公立施設は補助対象外

社会福祉施設等整備補助金

4 整備区分

- 創設
- 増築（定員増を図るための工事）
- 改築
- 大規模修繕等
- スプリンクラー設備等整備
- 老朽民間社会福祉施設整備
- 避難スペース整備

※増改築は補助対象外（保護施設のみ対象）

大規模修繕等（例）

- ・一部改修等
- ・コロナ対策 多床室の個室化等改修工事
- ・アスベスト対策
- ・災害対策 耐震化整備
 ブロック塀等の改修
 非常用自家発電の整備

※金額要件あり

※例年、施設整備の相談を多くいただいています

島根県ではサービス充足度が低い地域での定員増を目的としたものや、耐震化整備など急を要する整備を優先して整備することとしています

社会福祉施設等整備補助金

5 補助率等

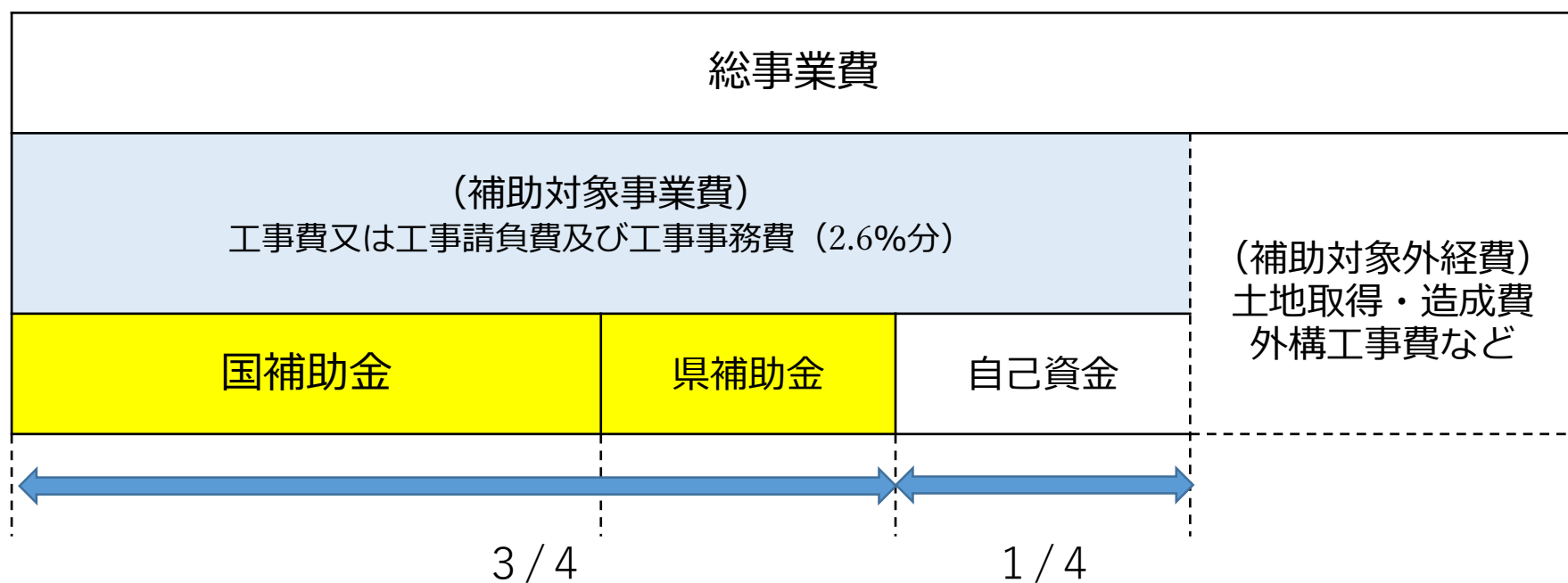
補助対象事業費の3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

補助対象事業費	補助対象外事業費
工事費	工事事務費 (2.6%を超える分)
工事事務費 (工事費の2.6%分)	外構工事費
	土地の取得・造成費

※工事事務費には、設計管理費を含みます

社会福祉施設等整備補助金

補助率の考え方 (図)



※対象経費の総額の 3 / 4 と国の定める基準額を比較して低い方の額が補助上限額となります

※予算の範囲内で補助を行います

社会福祉施設等整備補助金

6 (参考) 補助額の算出方法

(例) 共同生活援助（定員6名）の創設工事
総事業費：31,000千円（うち工事事務費1,000千円）
国の基準額：24,900千円（R3現在 共同生活援助4～10名）

	総事業費	対象経費	対象経費×3/4	基準額	補助額
本体工事費	31,000	30,780	23,085	24,900	23,085
工事費	30,000	30,000			
工事事務費	1,000	780			

2.6%分が補助対象

比較して低いほうが補助額

社会福祉施設等整備補助金

7 スケジュール

<u>4月末</u>	事前協議書を提出	
6～7月頃	ヒアリング	
・		
・	(県の内部で審査)	
・		
3月頃	国庫補助協議	↑ 整備予定の前年度
<hr/>		
6月末頃	内示	↓ 整備予定年度
・		
・	(入札契約・工事)	
・		
3月末	補助事業完了	

社会福祉施設等整備補助金

8 独立行政法人福祉医療機構の融資制度の紹介

福祉貸付事業

- ・・・社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する場合の建築資金等を融資

社会福祉施設等整備費補助金は、補助率が100%ではないため
設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要になります
福祉医療機構では、この社会福祉法人等が負担しなければならない費用に対して
融資を行っています

機構の融資相談は計画段階から随時行っておりますのでお早めにご相談ください

【詳細】独立行政法人福祉医療機構のホームページ（福祉貸付事業）を参照

（参考）施設整備補助金の交付を受ける場合は、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、
公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団の補助金の交付は受けられません

社会福祉施設等整備補助金

9 障がい児関係施設の整備について

障がい児関係の施設整備は、従来、厚生労働省が所管でしたが来年度からこども家庭庁へ移管されます。

もし、このことに伴い補助金申請手続き等に変更が生じましたら別途周知させていただきます。

社会福祉施設等整備補助金

10 その他 注意喚起

施設整備補助金の協議にあたっては今後の収支計画を精査してください

施設整備補助金等、補助金の交付を受けた建物等を処分する場合は、基本的に補助金の返還が必要になります

補助金を活用した建物等をすぐに処分したりすることがないように計画の精査をお願いします

財産処分

1 概要

社会福祉施設整備補助金等の交付を受けて整備した建物等を財産処分する場合は、国及び県に対して手続きを行う必要がある

※財産処分…取壊しや廃棄だけでなく、転用、譲渡、貸付なども処分となる

2 承認申請手続

財産処分の承認申請書を補助事業者（県、松江市）に提出することとなります。

※近年、処分の申請が多く、国の承認までに相当の時間がかかる場合があります。
処分の予定がありましたらお早めにご連絡ください

財産処分

3 承認申請手続きの流れ

財産処分の承認申請書の提出（事業者→県→国）



財産処分の承認



財産処分



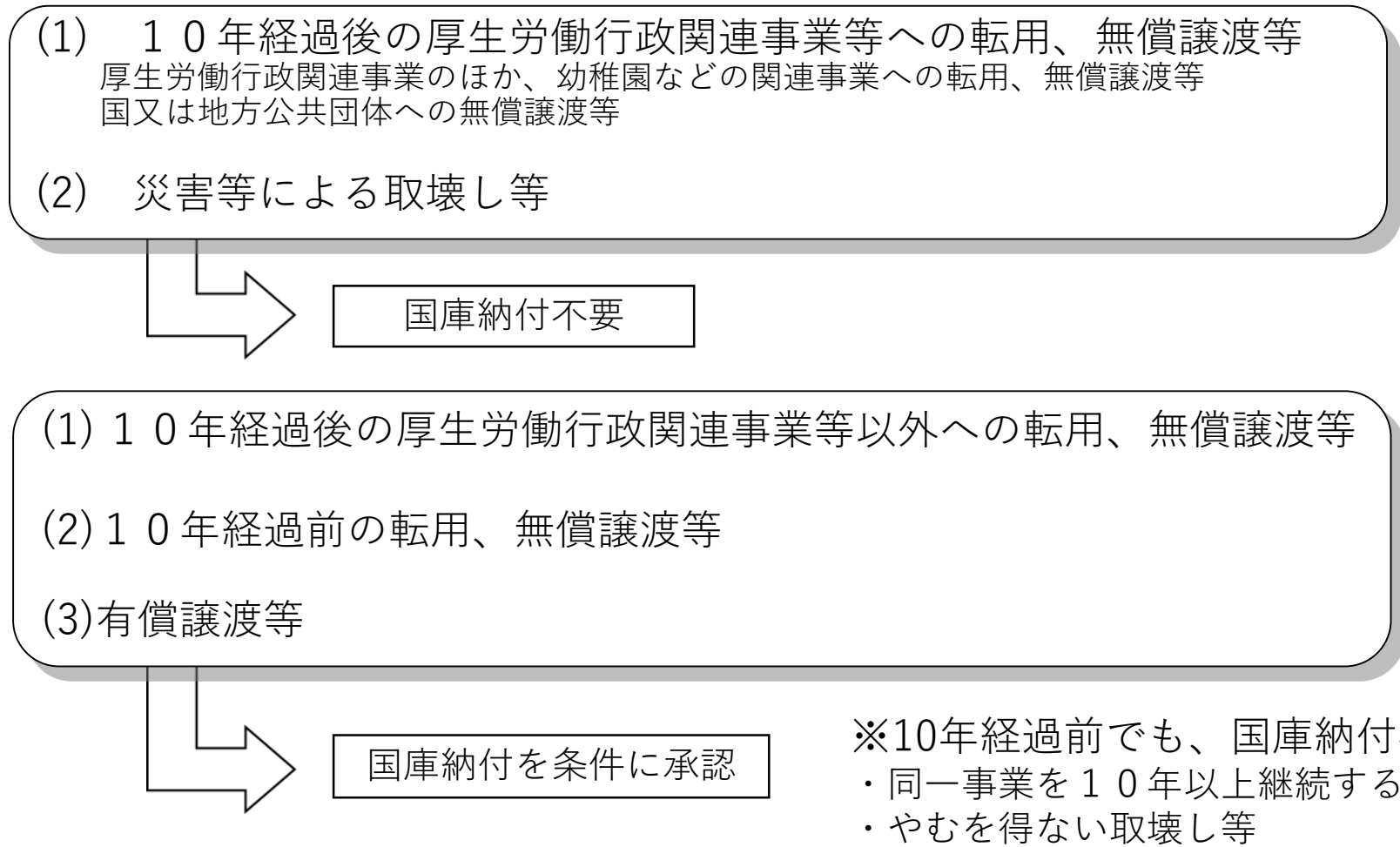
財産処分の完了報告



補助金返還手続き

財産処分

4 フロー図



財産処分

5 (参考) 返還額の算出方法

グループホーム (2011年2月竣工)

- ・ 処分制限期間22年 (木造、住宅用)
- ・ 補助金額22,000千円
- ・ 経過年数12年 (R5.3月時点)

※処分制限期間は建物等の用途、構造により異なります

$$\text{返還額} = \text{補助額} \times \frac{\text{残存年数 (処分制限期間 - 経過年数)}}{\text{処分制限期間}}$$

$$\text{返還額} = 22,000 \text{千円} \times \frac{10}{22} = 10,000 \text{千円}$$

強度行動障がい 施設整備

1 島根県強度行動障がい者処遇支援環境整備事業費補助金

強度行動障がいのある方の地域移行を進めるため、障害者支援施設光風園で強度行動障がいの方の特別支援を行っている。その方が地域移行の際（光風園以外の施設へ移られる場合）に、受け入れ先の施設に対して補助を行うもの。

※地域移行がない年は募集を募っています（R4は8月末頃）

2 対象

障害者支援施設

3 補助内容

強度行動障がい軽快者等の処遇に係る居室、訓練室、食堂、洗面所等について、その障がい特性に適応した施設へ内部改修する工事

4 補助上限額

7,000千円